

# 長岡市認可保育園・認定こども園（保育園機能）・地域型保育 令和6年度入園案内

## 認可保育園、認定こども園（保育園機能）、地域型保育施設に入園できる児童について

小学校就学前の子どもで、2号認定又は3号認定を受けている場合に入園することができます。まだ認定を受けていない方は、先に認定申請手続きを行ってください。

## 入園申込について

### 1 受付期間

#### (1) 一次募集

令和5年11月1日（水曜日）から11月8日（水曜日）まで

#### (2) 二次募集（一次募集後空きのある園のみ対象）

令和6年1月9日（火曜日）から1月17日（水曜日）まで（予定）

※二次募集の実施園は、1月4日（木曜日）頃に市ホームページに掲載します。

### 2 受付場所

第一希望の園 ※認定申請書を提出した園と違って構いません。

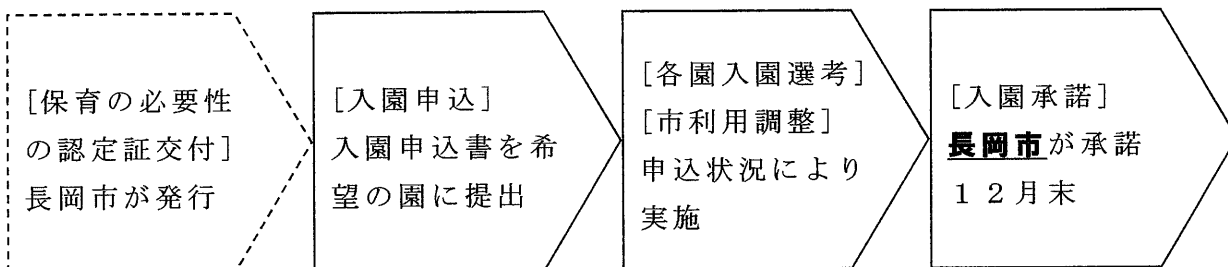
### 3 提出書類

- ・令和6年度認可保育園・施設型幼稚園・認定こども園・地域型保育 入園申込書
- ・入園申込児童健康状況等調査票【希望の園に初めて入園申込みをする、または転園を希望する方】

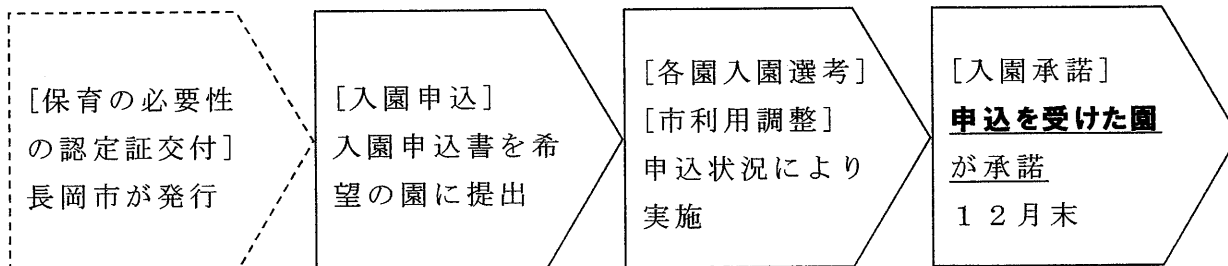
## 入園承諾について

### 1 入園承諾までの流れ

#### (1) 認可保育園を希望する場合



#### (2) 認定こども園（保育園機能）、地域型保育施設を希望する場合



## 2 各園での入園選考及び市利用調整

受入可能人数を超える申込みのあった園で入園選考を行います。

入園選考は第一希望園ごとに、「長岡市入園選考基準」（4ページ参照）に基づいて、対象となる児童の保護者の就労状態や家庭の状況等により優先度を判定し、優先度の高い方から入園を決定します。

なお、認定こども園及び地域型保育施設においては、「長岡市入園選考基準」のほか園ごとの入園基準を設ける場合があります。詳しくは各園にお問い合わせください。

各園での入園選考の後、市全体での利用調整として、第2～5希望の園へ調整となる場合がありますので、第2～5希望の欄には通園可能な園を記載してください。

ただし、第2～5希望を記載しても、その施設が第1希望者で受入可能人数に達している場合は、第2～5希望での調整は行いません。

0～2歳児クラスで求職活動の方の選考は、優先度の高い方の利用調整後に行い、第2～第5希望の園に空きがない場合は利用調整を行いません。

## 3 入園承諾

入園が認められた方へは12月末に「入園承諾通知書」を送付します。二次募集の入園承諾は、2月下旬に送付する予定です。

希望の園に初めて入園される場合は、日常生活や健康状態及び家庭での状況等をお聞きする面談を各園で行います。日時については、別途園から通知します。

## 認可保育園等の受入れ体制について

### 1 保育時間

別紙「令和6年度 長岡市内 認可保育園・認定こども園・地域型保育施設・幼稚園一覧」に各園の保育時間が記載されていますのでご確認ください。

なお、通常保育時間外の保育には延長保育料が発生します。詳しくは各園にお問い合わせください。

### 2 保育を行わない日

・日曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・年末年始

※なお、園によってはこのほかにも保育を行わない日があります。

父母ともに日曜日等に就労している場合などは、「休日保育」の利用ができます。

その代わりに、普段在籍している園で月～土曜日のどこかでお休みしていただきます。

### 3 児童の送迎

児童の送迎は保護者の責任において行ってください。なお、バス送迎を行う園もあります。

### 4 給食の実施

すべての園で給食を実施しています。

### 5 保育実施年齢

保育実施年齢は令和6年4月1日現在の満年齢になります。この年齢によりクラス分けや保育料の決定をします。

(例：4月2日以降に誕生日を迎えて満3歳になってから年度途中に入園する場合、入園児童は2歳児クラスになり、保育料も3歳未満児料金になります。)

## 保育料その他の経費について

### 1 保育料について

3～5歳児クラスの全ての子どもと、0～2歳児クラスのうち市民税非課税世帯の子どもの保育料は無償です。3歳以上児は給食費（主食費+副食費）を負担していただきます。

### 2 保育料の決定（3歳未満児）と副食費免除の決定（3歳以上児）

令和6年4月1日に決定します。

入園児童の父母の市民税額により決定します。

4月から8月分までの保育料は令和5年度の市民税額、9月から3月分までの保育料は令和6年度の市民税額によります。

父母の市民税が非課税の場合は入園児童の祖父母（同居の場合のみ）の市民税についても算定の対象となる場合があります。

### 3 保育料の額

「令和5年度長岡市保育料徴収基準額表」（市ホームページに掲載）を参考にしてください。令和6年度は内容が変更となる場合があります。

きょうだい教育・保育施設等※1に同時に入園している場合は、最も年齢が高い児童が全額、2人目が半額、3人目以降は無料となります。（階層により、生計を同一にするお子さんから数える場合もあります。）ただし、認可外保育施設※2に通っている児童は対象外です。

※1教育・保育施設等…幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育施設、特別支援学校幼稚部、企業主導型保育施設、児童発達支援施設、医療型児童発達支援施設、居宅訪問型児童発達支援施設

※2認可外保育施設…「森のようちえん ふたぼっこ」、「海辺のこども園 かいじゃり」、「Global Treeバイリンガル幼児園長岡校」、「おうちこども園 ぴったん」

### 4 保育料の納付（※給食費は各園にお問い合わせください。）

#### （1）認可保育園

原則として口座振替とします。口座振替の手続きに必要な「口座振替依頼書」を入園承諾通知書に同封しますので、入園の1か月前までに金融機関で手続きしてください。

#### （2）認定こども園・地域型保育施設

園に直接納付となります。納付方法は希望の園にお問い合わせください。

### 5 その他の諸経費

年齢及び園によって異なります。園で行われる入園説明会等で説明しますが、事前に確認したい場合は、希望の園にお問い合わせください。

この入園案内に関するお問い合わせは 長岡市教育委員会 保育課 電話 0258-39-2377  
各支所地域振興・市民生活課（栃尾支所は市民生活課）

中之島支所	電話 0258-61-2015	和島支所	電話 0258-74-3113
越路支所	電話 0258-92-5906	寺泊支所	電話 0258-75-3113
三島支所	電話 0258-42-2246	栃尾支所	電話 0258-52-5836
山古志支所	電話 0258-59-2333	与板支所	電話 0258-72-3190
小国支所	電話 0258-95-5900	川口支所	電話 0258-89-3112

または、希望の園へお願いします。

# 長岡市入園選考基準

## 1 選考方法

- (1) 保育の必要な事由・程度に応じた基準点と家庭の状況に応じた調整点を合計した点数で優先順位を決定し、入園承諾します。なお、基準点は父・母・パートナーそれぞれの状況で算出し、どちらかの低い点数を適用します。
- (2) 合計点数が並んだ場合は、抽選により入園承諾者を決定する場合があります。ただし、年少以上児は希望する保育園の所在地と同じ小学校通学区域内に住所を有する場合は、優先的に入園承諾します。

## 2 選考基準

保育の必要な事由	保育の必要な事由の程度等	優先度
就労・就学	月140時間以上働いている	高 ↑ ↓ 低
	月120時間以上働いている	
	月80時間以上働いている	
	月48時間以上働いている	
傷病・障害	病気又はけがにより入院している、要介護4以上の認定を受けている、身体障害者手帳1、2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳の交付を受けている	高 ↑ ↓ 低
	病気又はけがにより通院している、要介護3の認定を受けている、身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている	
	要介護2以下の認定を受けている、身体障害者手帳4級以下、精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けている	
	入院・通院、要介護認定、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けているものと同程度の診断を受けている	
親族の介護・看護	病気又はけがにより入院している、要介護4以上の認定を受けている、身体障害者手帳1、2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳の交付を受けている親族を介護・看護している	高 ↑ ↓ 低
	病気又はけがにより通院している、要介護3の認定を受けている、身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている親族を介護・看護している	
	要介護2以下の認定を受けている、身体障害者手帳4級以下、精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けている親族を介護・看護している	
	入院・通院、要介護認定、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けているものと同程度の診断を受けている親族を介護・看護している	
出産前後	産前産後8週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する	高
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている	
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある(児童に対する保護の必要性が関係機関で確認済)	低
育児休業	既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である	
求職活動	求職活動を行っている	
その他	上記に類する状態として認められるもの	—

## 3 調整項目

家庭の状況	調整点
ひとり親世帯である	多
生活保護世帯である	
父・母・パートナーのいずれかが保育士等で保育施設等で就労している(市内施設で6時間以上勤務) 父母のいずれかが単身赴任している	
小規模保育所の卒園児で連携先保育園に入園希望である	中
同一の保育園に兄弟姉妹が入園している(基準点8点以上)	
同一の保育園に兄弟姉妹が入園している(基準点5点以下)	少
児童に障害がある(障害のある兄弟姉妹がいる)	
保育料の滞納がある(6か月以上だと減点多い)	減点
求職活動を、入園日から起算して90日以上継続している	
その他(上記に類する状態として認められるもの)	—